



沼津市職員措置請求書を受理しました

要 旨

令和7年8月26日付で受付した沼津市職員措置請求書について、地方自治法第242条の請求要件を具備しているものと判断し、令和7年9月4日に監査委員の合議により受理決定されました。

概 要

1 請 求 人 1名

2 請求の要旨 沼津市長は、NHKに対し放送受信料として支払った97万913円に係る相当額を職員に対して返還請求すること。

3 請求の理由 カーナビゲーションシステムや携帯電話を購入する際に、災害対応等で特に必要がある場合を除き、テレビ放送受信機能がない機器を選定する義務があるにもかかわらず、それを怠り、本来は存在しなかったNHKとの放送受信契約締結義務を発生させ、必要のなかったNHK放送受信料97万913円を発生させたことが損害である。

お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局
直通:055-934-4814